環境省告示第五十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関連政令の整理に関する政令（平成二十三年政令三百六十四号）の施行に伴い、並びに騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月厚生省建設省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

別表第一号中「指定された区域」を「指定された地域」に改め、同号中「又は騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）第四条に規定する市の長」を「（市の区域内の区域については、市長。）」に改める。